

残土受入契約書

残土搬入業者（以下、甲という。）残土受入業者 株式会社柳田産業 逢瀬改良土リサイクルセンター（以下、乙という。）との間で、下記のとおり残土受入契約を締結する。

1. 工 事 名

2. 残土搬入場所

3. 受入時間

8：00～16：30（日曜、祝日を除く）

※雨天時搬入要確認

連絡先：

4. 受け入れできない土砂

汚泥、産業廃棄物（コンガラ、アスガラ）、木根・材木等の混入した土砂は受け入れできない。不適物が確認された場合、甲は、自らの負担と責任において、直ちに撤去・搬出する。石類は別途受け入れる。

5. 処分地内での事故等

処分地内での対人、対物との事故、車両の転倒、転落等の事故等に関しては、乙は一切、賠償、補償の責任を負わない。甲の責任において、安全管理に努めるとともに、搬入に際して支障があると思われる事項に対しては、甲は乙に速やかに連絡し、双方協議の上、対応する。

6. 道路清掃

甲は、乙の定めた搬入経路により土砂を搬入するものとし、乙の設備したタイヤ洗い機、清掃プール等を活用し搬出経路の道路、一般道路を汚さないように努める。

7. 受入伝票

乙は、搬入車両各1台ごとに甲から受けたプリペイドカード使用時の受領書とする。

8. 契約の解除

乙は、甲が本契約の違反、又は上記の指示事項を守らない場合、本契約を催告なく解除できる。

9. 残土の種類、数量及び単価

甲が、乙に処分を委託する残土の種類、数量及び処分単価は、次の通りとする。

種類	第1～3種	第4種・粘土質	草木・玉石混	泥土
数量（t）				
単価（税込）	単価表による	単価表による	単価表による	単価表による

10. 単価表

種類	第1～3種	第4種・粘土質	草木・玉石混	泥土
10t	9,000	15,000	20,000	23,000
4t	4,000	6,000	12,000	15,000
3t	3,000	4,000	9,000	12,000
2t	2,000	3,000	6,000	9,000

11. 契約の保有期間

この契約は、有効期間令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 までとする。

この契約の成立を証するために各々記名押印のうえ本書1通を作成し、甲がこれを保持するものとする。なお、乙は本書の写し（コピー）を保有する。

契約年月日 令和 年 月 日

(甲) 残土搬入業者

⑩

御担当者様連絡先

(乙) 残土受入業者

福島県郡山市逢瀬町河内字西長倉41-1

株式会社 柳田産業 逢瀬改良土リサイクルセンター

TEL 024-983-1666 FAX 024-983-1665

mail yr@yanagitasangyou.co.jp

⑩

残土受入契約書

残土: 排出業者 (以下、甲という。) 残土受入業者 株式会社柳田産業 逢瀬改良土リサイクルセンター (以下、乙という。) との間で、下記のとおり残土受入契約を締結する。

1. 工 事 名

2. 残土排出場所

3. 受入時間

8:00~16:30 (日曜, 祝日を除く)

※雨天時搬入要確認

現場代理人:

4. 受け入れできない土砂

汚泥、産業廃棄物 (コンガラ、アスガラ)、木根・材木等の混入した土砂は受け入れできない。不適物が確認された場合、甲は、自らの負担と責任において、直ちに撤去・搬出する。石類は別途受け入れする。

5. 処分地内での事故等

処分地内での対人、対物との事故、車両の転倒、転落等の事故等に関しては、乙は一切、賠償、補償の責任を負わない。甲の責任において、安全管理に努めるとともに、搬入に際して支障があると思われる事項に対しては、甲は乙に速やかに連絡し、双方協議の上、対応する。

6. 道路清掃

甲は、乙の定めた搬入経路により土砂を搬入するものとし、乙の設備したタイヤ洗い機、清掃プール等を活用し搬出経路の道路、一般道路を汚さないように努める。

7. 受入伝票

乙は、搬入車両各1台ごとに甲から受けたプリペイドカード使用時の受領書とする。

8. 契約の解除

乙は、甲が本契約の違反、又は上記の指示事項を守らない場合、本契約を催告なく解除できる。

9. 残土の種類、数量及び単価

甲が、乙に処分を委託する残土の種類、数量及び処分単価は、次の通りとする。

種類	第1~3種	第4種・粘土質	草木・玉石混	泥土
数量 (m ³)				
単価 (税込)	単価表による	単価表による	単価表による	単価表による

10. 単価表

換算 m³/1.6 t

種類	第1~3種	第4種・粘土質	草木・玉石混	泥土
10t	9,000	15,000	20,000	23,000
4t	4,000	6,000	12,000	15,000
3t	3,000	4,000	9,000	12,000
2t	2,000	3,000	6,000	9,000

契約金額 (税抜)

円

1 1. 契約の有効期間

この契約は、有効期間を令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 までとする。

この契約の成立を証するために各々記名押印のうえ本書1通を作成し、甲がこれを保持するものとする。なお、乙は本書の写し（コピー）を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 〒963-0212 福島県郡山市逢瀬町河内字町東188
株式会社 柳田産業
代表取締役 柳田栄喜